

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人太豊会（以下「本会」という。）の定款第8条、第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議委員及び評議員選任・解任委員をいう。

(役員等の報酬等の支給)

第3条 役員等には、理事会及びその他法人業務等の会議へ出席した場合はつぎのとおり費用を弁償することができる。

- (1) 報酬の支給額は、日額 3,000円とする。
- (2) 法人業務の研修等参加のために要する費用
ただし、旅費については、職員の旅費規程に基づき支給する。

(支給方法等)

第4条 報酬等の支給方法は、法人業務等に出席した時に通貨で支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月9日から施行する。

別紙

役員等の報酬算定額

評議委員及び役員等の報酬額（年総額）

区 分	総 額 (円)	内 訳
評議員	105,000	評議員 7人×5回×3,000円=105,000円
理事及び監事	114,000	理事 4人×7回×3,000円=84,000円 監事 2人×10回×3,000円=60,000円
評議員選任・解任委員	18,000	委員 2人×3回×3,000円=18,000円